案 件 概 要

資料1

	共
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025に係る傷害保 険
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札

内 容

〇概要

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の開催期間中及び開催期間前後における大会準備・運営に起因して発生した傷害に備え、デフリンピック準備運営本部が民間保険に加入する。

なお、当初、傷害保険については、賠償責任保険及び動産総合保険と 一括で契約予定としていたが、入札の結果不調となったため、各保険ご とに分割して契約手続きを行うこととし、傷害保険のみ、契約・調達管 理会議の付議要件に該当するため付議を行う。

〇契約期間

契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで

〇保険期間

令和7年11月9日から令和7年11月28日までのうち従事等する日

- 〇主な業務内容
 - ①国内従事者の傷害
 - ②海外従事者の傷害
 - ③一般来場者の傷害

調達方式が競争入札以外の場合の理由

契約締結前付議理由

付議基準

入札結果が「低入札」

入札・契約手続き等確認結果

開札日時:令和7年10月3日16時

応札業者:2者

事業団において、落札者へのヒアリング(仕様内容を確実に履行することができるかなど)や公表資料(落札者のホームページなど)から、受注状況や財務状況、実施体制などの確認を行っており、落札者が履行能力として問題のない業者であることを確認している。

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部大会統括部運営統括グループ

入札経過調書						
番号		7ス文事デ契第53号				
開札日時		令和7年10月3日16時				
開札場所		公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部				
 	, <i>-物</i> []	東京都江東区青海2-4-24 青海フロンティアビル14階				
件名		第25回夏季デフリンピッ	ク競技大会 東京2025に係る傷	景害保険		
落札者			落札金額			
/台16日			(うち消費税及び地方消費税)	非課稅		
入札	者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額		
ファイナンシャル	・ジャパン株式会社	¥4,549,243				
あいおいニッセイ同	同和損害保険株式会社	¥27,929,275				
※入札金額は消	消費税を含まなり	L'o				
備考						

契約‧調達案件 個別確認表 (契約締結前)

案件名

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025に係る傷害保険

調達方式

希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備考
落札価格及び契約締結の適正性		
指名業者数が適切であること	●大会運営組織の指名業者選定基準等に基づき、契約区分及び予定価格に応じた適切な数の業者を指名していることを確認した。	
業者選定理由が適切であること	●東京都の「指名停止等一覧」などに基づき、不適格事業者でないことを確認した。●履行実績等を踏まえ、業者を選定した理由が適切なものであることを確認した。	
	●業者の選定にあたり、利益相反の立場にある者が意思決定過程に関与していないことを確認した。	
落札価格が予定価格を超過していないこと	●落札価格が予定価格を超過していないことを確認した。	
契約手続きの適正性		
低入札であるが、入札手続き等が適正であること	●調達方式が妥当な方法であることを確認した。	
	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
	●落札者へのヒアリングや公表資料から、落札者が履行能力に問題がない業者であること、仕様内容が落札者に 正確に伝わっていることを確認した。	

案 件 概 要

(享集概要)(中名(事業の)(本業の)(収入主体(本業の)(収入主体(本業の)(収入主体(本業の)<tr

内 容

東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。

- 1 協賛カテゴリ
- (1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、 事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定
 - 1 億円(相当)以上
 - •5.000万円(相当)以上
 - 1,000万円(相当)以上
 - 100万円(相当)以上
- (2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを 目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定
 - •300万円(相当)以上
 - •100万円(相当)以上
 - •50万円(相当)以上
 - ・50万円(相当)未満
- (3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業以下1区分を設定
 - 1万円以上
- 2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで

3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛 企業の広告掲出等

呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等

4 受入条件等

以下の条件に該当しないかを判断

- (1)特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの
- (2)暴力団又は暴力団員等であること
- (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること
- (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそ のおそれがあること

申込後締結前

対象期間

令和7年8月28日から9月30日まで申込分

協賛申込内容確認結果等

申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協 賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部連携推進グループ

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で**以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承**

審査事項	審査した内容	審査日	審査(確認)者
協賛受入の条件	当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。 ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 (2) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)であること。 (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。	R 7/10/7 財務契約検討会	財務契約検討会 (委員長) 総務部 板倉シニアマネージャー (委務・人事グループ 小務が中のでは、 ・がある。 ・があるが、 ・がある。 ・がある。 ・がある。 ・がある。 ・がある。 ・がある。 ・がある。 ・がある。 ・がある。 ・がない。 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、 ・が、

収入案件 個別確認表 (契約締結前)

案件名

第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025の協賛について

本個別確認表の対象案件

令和7年8月28日から9月30日まで申込分

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	●申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込で あること	●デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱等に反するものでない こと	●協賛の内容が公費軽減の効果を与えるものと認められることを確認した。●その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	